

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成30年1月18日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700306号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700052号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成18年3月1日から同年1月1日に訂正し、同年1月及び同年2月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成18年1月1日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和54年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年11月10日から平成18年3月1日まで

私は、人材派遣会社のA社に平成17年11月10日に入社し、B社に1年間派遣されていた。

国の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成18年3月1日となっており、請求期間の厚生年金保険料(以下「保険料」という。)が給与から控除されていないことは分かっているが、同社に入社した平成17年11月10日から厚生年金保険に加入させるべきであったと思うので、同日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映しなくても事実即した記録にしてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の平成17年11月分から平成18年2月分までの給与支給明細書、請求期間に係る就業条件明示書兼雇用契約書(以下「雇用契約書」という。)及び雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間において同社に勤務し、事業主により報酬が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、請求期間のうち平成17年11月10日から平成18年1月1日までの期間について、請求者に係るA社の雇用契約書によると、平成17年11月10日から同年12月31日までの2月以内の期間を定めて雇用されていることが確認できる。厚生年金保険法においては、2月以内の期間を定めて使用される者は適用除外として厚生年金保険の被保険者としないう旨規定されていることから、請求者は同年11月10日から平成18年1月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者となることはできなかつたと判断できる。

また、請求者から提出されたA社に係る給与支給明細書によると、請求者は、請求期間の保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、A社の請求期間当時の代表取締役二人及び同社解散時の代表取締役であり元代表清算人であった者（以下「元代表清算人」という。）に照会したところ、請求期間当時の代表取締役二人は、請求内容については分からない旨回答しており、元代表清算人は、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届について請求どおりの届出は行っておらず、請求期間の保険料を給与から控除したかは不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、請求期間のうち平成18年1月1日から同年3月1日までの期間について、請求者に係るA社の雇用契約書によると、平成17年12月30日に雇用期間を平成18年1月1日から同年2月28日までとする契約を更新していることが確認できる。厚生年金保険法においては、2月以内の期間を定めて使用される者が所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合は厚生年金保険の被保険者とする旨規定されていることから、請求者は同年1月1日から同年3月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者となることができた判断できる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成18年1月1日であると認められ、同年1月及び同年2月の標準報酬月額、資格取得時の標準報酬月額の決定に係る日本年金機構C年金事務所の回答から13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、平成18年1月1日から同年3月1日までの被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700340号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700053号

第1 結論

請求者のA社における賞与支払年月日を平成15年8月25日、標準賞与額を4万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年8月

私は、A社から請求期間の賞与が支払われていたが、年金記録に反映されていないため、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の元代表清算人から提出された請求者に係る平成15年8月支払賞与の社会保険料に関する資料により、請求者は、請求期間において事業主から賞与の支払を受け、4万3,000円の標準賞与額に基づく保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、元代表清算人の回答から、平成15年8月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の閉鎖事項全部証明書によれば、同社は既に解散しており、請求期間について、事業主が請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについて確認できない上、同

社の元代表清算人も事業主が社会保険事務所に対して保険料を納付したか否かについて確認できる資料を保管していないと回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700314号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700054号

第1 結論

請求期間について、厚生年金保険の第四種被保険者であったことを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年10月11日から昭和61年8月1日まで

私は、昭和59年10月にA社を退職した際、B社会保険事務所(当時)の職員に第四種被保険者制度について教えられ、当該職員から「手続きが複雑になるので、毎月の厚生年金保険料は私あてに電話してから持ってきてください。」と言われたため、請求期間の厚生年金保険料(以下「保険料」という。)10万円近くを毎月同事務所の職員へ持参し納付していた。

しかし、請求期間が厚生年金保険被保険者期間とされていないので、請求期間を厚生年金保険の第四種被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和59年10月末頃にB社会保険事務所において、厚生年金保険第四種被保険者資格取得の申出を自分で行い、請求期間に係る保険料を毎月同社会保険事務所の職員に持参し納付していた旨主張している。

しかしながら、旧厚生年金保険法(昭和29年法律第115号、昭和60年法改正前)第15条第1項において、厚生年金保険の第四種被保険者資格を取得するためには、資格取得の申出時点において厚生年金保険の被保険者期間が10年以上あることが要件とされているところ、オンライン記録によると、請求者の厚生年金保険の被保険者期間は請求者が第四種被保険者資格取得の申出を行ったとする時点において通算74月であり、同法において必要とされている被保険者期間を満たしていないことから、制度上、第四種被保険者となり得る資格要件を有していないと認められる。

また、管轄の年金事務所において、請求期間に厚生年金保険の第四種被保険者資

格を取得した者に係る払出簿、氏名索引票及び債権管理簿等は保管されておらず、紙台帳検索システムにおけるマイクロフィルム記録及びオンライン記録における第四種被保険者縦覧照会票を縦覧点検したが請求者の氏名は確認できない。

なお、請求者は、請求期間において保険料額の変更はなかったと述べているところ、仮に請求者が請求者の主張のとおり厚生年金保険の第四種被保険者となった場合の保険料額は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和59年10月11日時点での標準報酬月額（28万円）から決定されることから、請求期間のうち昭和60年9月30日以前は2万9,680円、同年10月1日以降は3万4,720円となり、請求者が毎月納付したと主張する保険料額と大幅に相違している。

このほか、請求者が請求期間において厚生年金保険の第四種被保険者となり保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の第四種被保険者であったと認めることはできない。